

強調表示に関するコーデックス 一般ガイドライン

CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991)



**FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS
WORLD HEALTH ORGANIZATION**



Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
and the World Health Organization
by the
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 1991(English edition)
© Government of Japan, 2008 (Japanese edition)

強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン
CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991) ¹

1 範囲及び一般原則

1.1 本ガイドラインは、当該食品が個別のコーデックス規格の対象であるか否かに関わらず、食品に対してなされる強調表示に関するものである。

1.2 本ガイドラインは、いかなる食品も、虚偽の、誤認させる若しくは欺く方法により又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載又は提示されてはならない、という原則に基づいている。

1.3 食品を販売する者は、当該食品への強調表示の妥当性を実証できなければならない。

2 定義

本ガイドラインにおいて、強調表示とは、ある食品がその原産地、栄養特性、性質、生産、加工、組成、その他の品質に関して特色を有することを、明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。

3 禁止される強調表示

以下の強調表示については禁止すべきである。

3.1 「ある食品が全ての必須栄養素を十分に供給する」と明示する強調表示。ただし、十分に定義された製品で、コーデックス規格がそのような強調表示を許容している場合、又は関係当局が当該製品を全ての必須栄養素の十分な供給源として容認した場合を除く。

3.2 「バランスの取れた食事又は通常の食品では、十分な量の全栄養素が供給されない」との内容を暗示している強調表示。

¹ 「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」は、1979年に開催された第13回コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）総会において採択された。本ガイドラインの改訂版は、1991年に開催された同委員会の第19回総会で採択された。本ガイドラインは、国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の全ての加盟国及び準加盟国に対し助言的文書として回付されており、その活用方法については各国政府の判断に委ねられている。

3.3 実証できない強調表示。

3.4 下記に該当する場合を除き、疾病、障害又は特別な生理学的状態の予防、緩和、処置又は治療における使用への適合性に関する強調表示。

- (a) 「栄養・特殊用途食品部会」の所掌範囲に含まれる食品に関するコーデックス規格又はガイドラインの規定に従っており、本ガイドラインが規定する原則に従っている場合。

又は、

- (b) 該当するコーデックス規格又はガイドラインが存在しない場合であって、当該食品が流通している国の法律によって許可されている場合。

3.5 類似する食品の安全性について疑念を引き起こし得るような強調表示、又は消費者の不安感をかきたてる若しくはそうした不安感に付け入るような強調表示。

4 誤認させる恐れのある強調表示

以下は、誤認させる恐れのある強調表示の例である。

4.1 不完全な比較表現や最上級表現を含む無意味な強調表示。

4.2 「健全な (wholesome)」、「健康に良い (healthful)」、「安全な (sound)」などの適正衛生規範に関する強調表示。

5 条件付き強調表示

5.1 以下の強調表示については、各々に対して付された特別な条件に従うものであれば認められる。

- (i) ビタミン、ミネラル及びアミノ酸といった栄養素の添加により、栄養価が高められた又は特別な栄養価が得られたとの表示は、そうした添加が「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則」に従った栄養学的な考察に基づいている場合にのみ可能である。このような表示は、関係当局が定める法律に従わなければならない。
- (ii) ある栄養素の低減又は除去により、特別な栄養学的特質を有しているという表

示は、栄養学的考察に基づき、関係当局が定める法律に従わなければならない。

- (iii) 「自然の (natural)」、「純粋な (pure)」、「新鮮な (fresh)」、「自家製 (home made)」、「有機栽培 (organically grown)」及び「生物学的栽培 (biologically grown)」のような用語は、その使用に際して、当該食品が販売される国の慣行に従わなければならない。これらの用語の使用は、3に規定された禁止事項と整合性が取れていなければならない。
- (iv) ある食品が宗教又は儀式に関する関係当局が求める要件に合致するものである場合、宗教又は儀式に則った食品の調整（例えば、「ハラール」や「コーシャー」）についての強調表示を行うことができる。
- (v) ある食品が特別な性質を有するという強調表示を、全ての同様な食品が当該性質を有する場合に行うのは、この事実が当該強調表示において明らかにされている場合のみ可能である。
- (vi) 食品に特定の物質が含まれていないこと又は添加されていないことを強調する強調表示は、当該強調表示が誤認させることのないものであり、当該物質が以下の全てに該当する場合に、用いることができる。
 - (a) コーデックス規格又はガイドラインにおいて特別な要件の対象となっていないこと
 - (b) 通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していること
 - (c) 同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されていないこと
 - (d) 当該食品中の存在、又は当該食品への添加が認められていること
- (vii) 一つ以上の栄養素が含まれていないこと又は添加されていないことを明らかにする強調表示は、栄養強調表示と見なされるとともに、当該強調表示には、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン」に従い、栄養表示を伴うことが義務となる。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達 に関する法律の概要

平成21年4月
農林水産省

I 趣旨

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等に関し、食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける。

II 法案の内容

(1) 譲受け、譲渡し等に係る情報の記録等

- ① 米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（米穀事業者）は、米穀等の譲受け、譲渡し等をしたときは、名称（指定米穀等にあつては、名称及び米穀の産地）、数量、年月日、相手方等を記録しなければならないこととする。（トレーサビリティ）

※ 米穀等：米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理で政令で定めるもの

※※ 指定米穀等：米穀事業者及び一般消費者が購入に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるもの

- ② 米穀事業者は、①の記録を一定期間保存しなければならないこととする。
- ③ 記録、保存義務違反に対する罰則を設ける。

(2) 一般消費者に対する産地情報の伝達

- ① 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者に販売又は提供をするときは、米穀の産地を伝達しなければならないこととする。（産地情報の伝達）
- ② 米穀事業者が一般消費者に対する情報の伝達を行わない場合に、勧告及び命令を行うことができることとする。
- ③ 命令違反に対する罰則を設ける。

III 施行期日

- (1) 公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日
- (2) 公布の日から2年6月を超えない範囲内で政令で定める日

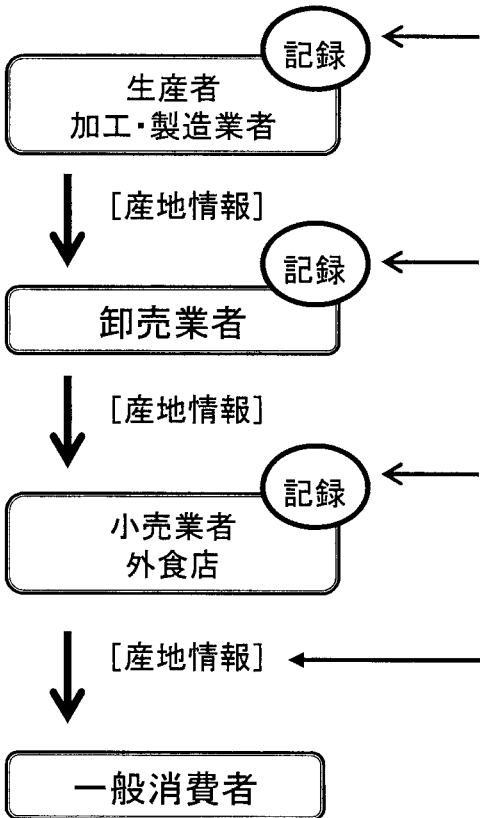
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要

【法律の趣旨】

- 食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、トレーサビリティを導入し、米穀等の流通の透明性を高める。
- トレーサビリティを基礎として、米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達。

トレーサビリティ新法

【米穀等の流通】



米穀事業者間の譲受け・譲渡しの情報の記録

対象: 米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理
 (対象品目は、米穀のほか、政令で、米粉、米飯類、あられ、せんべい等を指定することについて検討中)

- 米穀事業者は、米穀等の譲受け・譲渡しをしたときは、名称、数量、年月日、相手方、搬入・搬出の場所、産地*に関する記録を作成・保存

※ 産地情報の伝達を行う米穀等の場合は、産地についても記録

一般消費者への産地情報の伝達

対象: 上記米穀等のうち、米穀事業者や一般消費者が購入する際その産地を識別することが重要と認められるもの
 (対象品目は、政令で、米穀、米粉、米飯類、あられ、せんべい等を指定することについて検討中。JAS法の原産地表示規制の対象となっているものは、JAS法で規制。)

- 販売者・料理店は、一般消費者に原料米の産地情報を伝達

期待される効果

- 問題製品の迅速な回収
- 流通ルート of 早期特定
- 食品事故の原因究明や産地等の偽装表示の解明の促進
- 米穀の産地情報を一般消費者が入手

(参考)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(抄)

(平成二十一年四月二十四日法律第二十六号)

附 則

(検討)

第五条 (略)

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(注) 本項の規定は、法律公布の日(平成二十一年四月二十四日)から施行。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部を改正する法律（平成21年4月30日法律第31号）について

I 趣旨

最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則を設ける等の措置を講ずる。

II 主な改正の内容

1. 目的規定の改正（第1条）

法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示する。

2. 品質表示基準の遵守に関する規定の新設（第19条の13の2）

直罰規定の導入に伴い、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨を明文化する。

3. 品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設（第19条の14の2）

品質表示基準違反に係る指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表を行う規定を設ける。

4. 原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設（第23条の2）

品質表示基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金に処するものとする。

III 施行期日

公布の日（平成21年4月30日）から起算して30日後（平成21年5月30日）。

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

[新設]

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

第七章 罰則

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 [略]

[新設]

[同上]

[新設]

第二十九条 [同上]

該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条の二又は第二十四条(第八号に係る部分に限る。)

一 億円以下の罰金刑

二 [略]

2 [略]

一 第二十四条(第八号に係る部分に限る。) 一 億円以下の罰金

刑

二 [略]

2 [略]